

「ヘルプカード」の内容

～ヘルプカードの様式や記載項目は、区市町村によって異なります～

♥ 個人情報の保護に留意し、必要な情報だけを記入するようにします。全ての項目を記入する必要はありません。

ふりがな 名 前		
性別 男・女	血液型 RH ± A・B・O・AB	生年月日 年 月 日
障害について		

(例：裏面)

区市町村独自の創意工夫により作成されています。



連絡先	_____
	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 通勤・通学先 <input type="checkbox"/> その他 ()

	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 通勤・通学先 <input type="checkbox"/> その他 ()

	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 通勤・通学先 <input type="checkbox"/> その他 ()
医療機関 (かかりつけ) 連絡先	_____

(例：中面)
見開き①

(例：中面)
見開き②

配慮や支援のお願い (助けてほしいこと)

◆ 児童・生徒一人一人の障害の状態や、予想される困難な事態などに応じて、記載する内容を工夫しましょう。

【聴覚障害の場合】

配慮や支援のお願い（助けてほしいこと）

私は耳が不自由です。支援をお願いします。

- ① 筆談をお願いします。
- ② 手話ができる人を探しています。
- ③ 何が起きているのか、紙に書いて教えてください。
- ④ 私の代わりに電話してください。

自宅 / 学校 / 警察 / 消防 / タクシー

支援してほしい事柄を、指差して相手に伝えることができるようにします。



言語による意思疎通が難しい児童・生徒の場合には、ヘルプカードをホルダーなどに入れて、かばんなどの見えるところに携帯しておくとい良いでしょう。



【迷子になってしまった場合】

配慮や支援のお願い（助けてほしいこと）

**私は、迷子になっています。
学校に電話してください。**

都立〇〇〇特別支援学校
03-1234-5678

- ◆ 全ての項目を記入する必要はありません。
- ◆ 必要な情報、伝えたい情報を簡潔に記入しましょう。

★ 個人情報の保護に留意しながら、支援に必要な内容を記入してください。

災害の発生に備えた記載も大切です。



- ◆ 避難時や避難所生活において必要な配慮事項を記載しておきます。

■ 視覚障害があります。

- 話しかけるときは、名乗ってください。
- 援助する時は、そばに寄って、前から声をかけてください。
- 腕を引っ張ったり、後ろから押したりしないでください。
- 危険な場合などには、状況を具体的に説明してください。

■ 聴覚障害があります。

- コミュニケーションの方法（音声・手話・筆談）を本人に聞いてください。
- 放送が聞こえません。内容を紙に書いて教えてください。
- ゆっくりと話してください。

■ 肢体不自由があります。

- 一人では動くことができません。移動の支援をお願いします。
- 体温調節が難しいので、衣服（空調）の調節をお願いします。
- ～時間おきに車いすから降ろして、床に寝かせてください。
- 食事の介助をお願いします。

■ 知的障害があります。

- やさしい言葉で、分かりやすく話してください。
- 絵や写真などを使って、具体的に説明してください。
- 大きな音やうるさい場所が苦手です。パニックになる時があります。

■ 内部疾患があります。（病弱）

- 医療機器の電源確保が必要です。
- 服薬の管理をお願いします。
- 感染症に十分な注意が必要です。

◆ 今後、都内では「ヘルプカード」の普及が進んでいきます。

◆ 都立特別支援学校でも、これまでの「緊急連絡カード」から、「ヘルプカード」への移行を進めます。

★ ヘルプカードは、在学中だけでなく、学校卒業後も使用できます。そのため、進路先や地域への理解啓発が重要です。

■ 「ヘルプカード」を持っていない児童・生徒の場合には・・・

- 当分の間、既存の「緊急連絡カード」に工夫を加えて使用してください。

<p>緊急連絡カード</p> <p>都立〇〇〇特別支援学校</p>	<p>助けてください</p> <p>私の代わりに下記に電話してください。</p> <p>氏名 〇〇 〇〇 学校 都立〇〇〇特別支援学校 電話 03-1234-5678 自宅 電話 03-8765-4321</p>
--	---



あなたの支援が必要です。

ヘルプカード



都立〇〇〇特別支援学校

- 保護者の方がヘルプカードを用意できるまでの間、従来の緊急連絡カードに、ヘルプカードの表面のデザインを貼付して使用することもできます。



- ヘルプカードを持っていない児童・生徒がいる場合には、保護者の方に、ヘルプカードの意義や使い方などについて十分に説明を行った上で、住所地の区市町村(福祉窓口)にお問い合わせいただくよう、理解と協力を求めてください。

- 保護者への説明に当たっては、事前に域内の自治体ごとのヘルプカードの作成状況や配布方法に関する情報を収集しておきましょう。



- ◆ ヘルプカードの配布方法は、区市町村によって異なります。
 - 希望者に配布、登録制による配布、ホームページからのダウンロードなど、様々な配布方法があります。